

## 対チュニジア共和国 国別開発協力方針

2019年9月

### 1. 当該国への開発協力のねらい

チュニジアでは、2011年の革命から約4年を経て民主化移行プロセスを完了させた現在でも、革命の原因の一つとなった地域間格差や高失業率等の問題<sup>1</sup>を依然抱えており、引き続き経済成長が重要な課題となっている。このような状況を受け、チュニジア政府は国家開発5か年計画<sup>2</sup>において社会安定化の基盤となる経済面での発展を優先課題として掲げ、各種経済改革に注力している。また、チュニジア政府が新投資法やPPP法といった制度面の改革を推進してきたことにより、海外からの投資が増加しており、これが経済発展を一層加速化させる可能性を有している。

実際、同国は、我が国が推進する「質の高いインフラ投資」に高い関心を持ち、近隣の欧州・アフリカ市場を見据えた投資先としても高い潜在性を有していることから、近年は日系企業の関心が高まっており、日系企業が19社進出している（2019年8月時点）。このため、日系企業が活動する上で必要とされる安全かつ整備された投資環境を確保するための支援を実施していくことは、経済外交の観点からも重要である。

また、チュニジアの安定と成長を図ることは、同国において民主制を更に定着させるとともに中東・アフリカ地域全体の平和・安定にも資するものである。

更に、我が国は、対チュニジア開発協力の主要なドナー国の一つであるとともに、国際場裡においても同国と極めて緊密な連携を構築していることから、同国に対し継続的な協力を行うことで、こうした連携を維持・発展させることは重要である。

このように、チュニジア政府が開発課題に取り組むにあたり、我が国が目指している包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた「質の高い経済成長」を実施すべく、我が国が同国の取組を支援することは、外交上及び開発効果の両面において意義が大きい。

### 2. 我が国のODAの基本方針（大目標）：質の高い経済成長に向けた開発協力

チュニジア政府が策定した国家開発5か年計画で掲げられている、地域間格差や高失業率等の課題解決を図るべく、我が国の知見や高い技術を積極的に活用し、質の高い経済成長に向け支援していく。

---

<sup>1</sup> 2010年に13%であった失業率は2018年には15.5%に悪化している（出典：チュニジア中央銀行）。

<sup>2</sup> 「国家開発5か年計画」とは、2016年から2020年までの開発方針を記載したものであり、GDP成長率4%の達成や40万人の雇用等が数値目標として掲げられている。

### 3. 重点分野（中目標）

#### （1）経済インフラ等の整備と人材育成，治安維持能力強化

エネルギー，運輸都市交通，防災等の分野を中心としたインフラ基盤の整備を行うとともに，高失業率の是正に資する持続可能な産業の育成に向け，産官学連携の枠組みも利用しつつ人材育成等の支援を行う。

また，安定した経済成長には治安の安定が不可欠であり，同国の安定は，中東・北アフリカ地域の安定に寄与するとともに日系企業の活動にも裨益しうるため，チュニジア政府のガバナンス能力や治安維持能力の向上等に資する取組を支援する。

#### （2）地域間格差の是正に向けた生活環境の改善，地方産業振興

都市部に比べ十分な社会インフラが整備されていない内陸部等の地方部に対し上水・下水等の社会インフラの整備を行い，地方部の生活環境を改善する。

また，これまで沿岸部の都市部を中心に産業振興が推し進められた結果，十分に開発されていない内陸部の地方の産業について，クラスター開発，一次産業の高付加価値化等に協力し，産業の競争力の強化と生計向上を支援する。

### 4. 留意事項

#### （1）安全対策

2015年に発生した複数のテロ事件を受け，政府による非常事態宣言が継続されている状況である。チュニジアで開発協力を行うにあたっては，事業関係者間の連絡体制を密にするとともに，安全対策協議会等の枠組みを利用し，適切な情報提供・安全対策に留意する必要がある。

#### （2）他国ドナーとの連携

2015年より，チュニジア政府，G7及び国際金融機関から構成される経済及び治安分野のフォローアップ会合が開催されている。同枠組みを活用し，可能な範囲でドナー協調・各種連携を行う等して，日英協力・日仏協力等との連携を通じた相乗効果を図る必要がある。

（了）

別紙： 事業展開計画